

実施自治体	制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
宮城県 県	新エネルギー設備導入支援事業	補助金	<p>県内の事業所に対象設置する法人・団体及び個人事業者</p> <p>①太陽熱利用設備 県内の事業所に集熱器総面積 10 m²以上の太陽熱利用設備を設置する法人・団体及び個人事業者</p> <p>②太陽光発電設備 規模要件：1地点当たりの出力 10kW 以上。ただし、同時に施行する 1 件の事業として近接する複数の地点に設置する場合は、それぞれの地点における出力の合計が 10kW 以上で、かつ、1 地点当たりの平均出力が 4kW 以上。</p>	<p>①太陽熱利用： 補助率：1/2 以内 限度額：2,000 万円</p> <p>②太陽光発電： 補助率：一部でも売電する場合 1/10 以内(ただし、県内産パネルを使用する場合 1/8 以内) 自家消費する場合 1/3 以内(ただし、県内産パネルを使用する場合 1/2) ただし、蓄電池を併設する場合は、上記のいずれの場合も併設する蓄電池についてのみ 1/3 以内 限度額：500 万円 ただし、蓄電池を併設する場合は、1,000 万円</p>	<p>公募期間 平成 28 年 4 月 22 日から 平成 28 年 5 月 31 日まで</p>	<p>http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/h28sinene.html</p>	<p>環境生活部 環境政策課 環境産業振興班 022-211-2664</p>
	市町村振興総合補助金 (メニュー No.5 公衆浴場安定確保対策事業)	補助金	市町村	<p>市町村が交付した補助金額に 1/2 を乗じて得た額以内。補助対象限度額：330 万円。 (対象経費) 対象設備等の更新に要する経費。ただし、以下の耐用年数を経たもの。 耐用熱利用施設：10 年</p>	H17 年度～		<p>【市町村振興総合補助金担当】 震災復興・企画部 地域振興課 022(211)2424 【メニュー事業担当】 環境生活部 食と暮らしの安全推進課 022(211)2645</p>
埼玉県 県	【平成 28 年度】埼玉県事業者向け CO2 排出削減設備導入補助金	補助金	<p>県内に所在する大規模事業所以外の事業所を所有又は使用し、対象事業所内で補助対象設備を所有する者</p> <p>※本社が県外に所在する場合であっても、補助対象となる事業所が埼玉県内に所在していれば申請可能</p>	<p>補助率：補助対象経費の 1/3 以内 上限額：500 万円 ※1 万円未満切り捨て</p>	<p>平成 28 年 5 月 2 日～6 月 15 日</p>	<p>http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/co2sakugenshien2016.html</p>	<p>温暖化対策課 中小事業者対策担当 048-830-3021</p>

実施自治体	制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
埼玉県 県	平成 28 年度 埼玉県 中小企業 ESCO 事業 補助金	補助金	県内で事業活動を行う株式会社等であって、 年間エネルギー使用量(原油換算値)が概ね 1500kl 未満の県内に所在する事業所を所有する 事業者 ※補助金に関する資料の提出は、中小企業者 と ESCO 事業者の 2 者連名	(1)詳細エネルギー 調査補助 補助率:補助対象経 費の 1/3 以内 上限額:15 万円 (2)設備改修補助 補助率:補助対象経 費の 1/4 以内 上限額:1,000 万円 ※(1)は 100 円未満 切り捨て ※(2)は 1 万円未満 切り捨て	平成 28 年 5 月 2 日～11 月 11 日 ※募集期間 中に締切を設 け都度、審 査・選定。 予算終了次 第、受付終 了。 【締切期日】 ①6 月 15 日 (水曜日) ②9 月 9 日 (金曜日) ③11 月 11 日 (金曜日)	http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/sme-esco-hojo.html	温暖化対策課 中小事業者対策担 当 048-830-3021
埼玉県 熊谷市	平成 28 年度業務用太 陽光発電システム設 置費補助金	補助金	1.市内の事業所に平成 28 年度に太陽光発電シ ステムを設置した者であること。 2.補助対象となる太陽光発電システムを設置する事 業所内に、建築基準法及び都市計画法等の違反が ないこと。 3.補助対象となる太陽光発電システムを設置した事 業所が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等 に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及 同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業を営んで いないこと。 4.補助金の申請時において、市税の滞納がないこ と。 5.補助対象となる太陽光発電システムの設置につ き、本市の他の補助金を受けていないこと又は受 ける予定がないこと。 6.補助対象となる太陽光発電システムを設置後、補 助を受けた者が 17 年以上使用すること。 7.市が協力を求めた場合、太陽光発電システム の発電状況等のデータを提供できること。	1kw 当たり 20,000 円 × 太陽電池モジュ ールの (JIS)公称最大 出力値 (上限額:10 万円) ※小数点以下第 2 位まで算出し、第 3 位以下切り捨て	平成 28 年 4 月 1 日～平 成 29 年 3 月 31 日 ※予算額に 達した場 合は、受付 を終了。	http://www.city.kumagaya.lg.jp/appare/appare/taiyoko/gyoumuyou.html	環境政策課 環境政策係 048-536-1547

実施自治体	制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
埼玉県 秩父市	平成 28 年度秩父市太陽光発電設備設置費補助金	補助金	下記(1)～(5)のすべてを満たすもの (1)市税に滞納がない方 (2)市内に住所または事業所を有する方、または有することとなる方 (3)電力会社と受電契約を締結する方 (4)過去において太陽光発電設備等設置について市から補助金の交付を受けていない方 (5)設置工事が完了した日から起算して 30 日以内または平成 29 年 3 月 17 日のいずれか早い期日までに「実績報告書」を提出できる方	太陽光発電パネルの最大出力が 4kW 以上 10kW 未満の太陽光発電設備の設置に対し、定額 4 万円	(1)事前申し込み期間 5 月 16 日～5 月 31 日 (2)抽選 (交付申請候補者決定) 6 月 1 日 (水)	http://www.city.chichibu.lg.jp/6424.html	環境立市推進課 0494-22-2378
埼玉県 所沢市	平成 28 年度所沢市スマートエネルギー補助金	補助金	1.自らが事業を営み又は活動する市内の事業所に、補助対象事業を実施する個人又は法人 2.埼玉県地球温暖化対策推進条例第 12 条の適用を受けない者 3.補助金の申請時及び実績報告時に市税の滞納がない者 4.同一の事業について、市のその他の補助金の交付を受けていない者 5.個人にあつては、実績報告時に本市の住民基本台帳に記録されている者	補助率:補助対象経費の 1/5 上限額:150 万円※ ※所沢市企業立地支援条例の認定を受けている場合、上限額 200 万円 ※エコカーを除く補助対象項目の中から 2 項目以上の導入が必須	平成 28 年 4 月 18 日～平成 29 年 2 月 28 日	http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyo/ekojyosei/kasomu_20140428144157747.html	環境クリーン部 環境政策課 04-2998-9133
埼玉県 本庄市	新エネルギー等設備導入事業補助金	補助金	市内に事業所を有する法人その他の団体および個人事業者 (実績報告書の提出までに事業所を有する場合も可)	補助率:補助対象経費の 1/6 以内 上限額:100 万円	平成 28 年 4 月 1 日～予算額に達するまで	http://www.city.honjo.lg.jp/business_sangyo/kigyo-yuchi/1396333634935.html	環境推進課 エコタウン推進係 0495-25-1249
埼玉県 戸田市	環境配慮型システム等設置費補助	補助金	(1)既築の事業所(社宅を含む)を所有する者で当該事業所にシステムを設置するもの (2)事業所を新築し、又は取得する者で当該事業所にシステムを設置するもの (3)既築の賃貸集合住宅を所有し、又は取得する者で当該賃貸集合住宅にシステムを設置するもの (4)区分所有法第 1 条に規定する区分所有権を有する住宅を管理する区分所有者の団体で当該住宅にシステムを設置するもの	○太陽光発電システム 3 万円/kW (市内事業者施工の場合 3 万 5 千円/kW) 上限額 60 万円 (市内事業者施工の場合 70 万円) ○太陽熱温水器 (自然循環型) 1 万円/平方メートル 上限額 20 万円 (強制循環型) 2 万円/平方メートル 上限額 40 万円	第 1 期 2016 年 4 月 4 日～4 月 28 日 第 2 期 2016 年 7 月 1 日～7 月 29 日 第 3 期 2016 年 10 月 3 日～10 月 31 日 第 4 期 2016 年 12 月 1 日～12 月 8 日	http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/212/kankyo-seisaku-simin-hozyo.html	環境課 048-441-1800

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
埼玉県	新座市	太陽光発電システム設置費補助	補助金	既存の事業用建築物等(補助金の申込時において建築工事を完了し、使用している建築物をいう。)に太陽光発電システムを設置し、発電された電力を自己の事業の用に使用する者で、補助金の申込時において市税等の滞納がなく、申し込みの受理決定前に、当該システムの設置に要する経費に係る部分の工事に着手していないもの	2万円/kW 上限額 10万円	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 6 日	https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/15/taiyokohat-sudenhojo.html	環境対策課 環境計画係 048-481-6769
東京都	台東区	我が社の環境経営推進助成金制度	導入補助	区内の事業所に太陽光発電システムを導入する中小規模事業者(エネルギー使用量原油換算で 1,500 kℓ未満)	1kW あたり 5 万円、 上限 50 万円	通年 (平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日) 予算がなくなり次第終了	http://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/kankyo/jyoseiseido/challenge.html	環境清掃部環境課 普及啓発・みどり担当
東京都	墨田区	地球温暖化防止設備導入助成制度	補助金	区内に建物のある所有者	太陽熱利用システム: 工事に要する経費の 10%(限度額: 10 万円) 太陽光発電システム: 1kW あたり 5 万円か工事費用の 2 分の 1 の額のいずれか少ない額(限度額: 25 万円)	(申請受け) 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 2 月 28 日	http://www.city.sumida.lg.jp/sumida_info/kankyou/hozen/ondanka_bousi/ecjyoseiseido.html	環境保全課 環境管理担当
東京都	豊島区	豊島区公衆浴場ガス燃料化等推進事業補助金	補助金	太陽光発電システムを導入した公衆浴場に対しその経費の一部を助成する。	工事費の 1/4 以内とし、補助限度額は 110 万円を超えない額	平成 26 年 4 月から		文化商工部 生活産業課
東京都	練馬区	練馬区再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助事業	補助金	①太陽熱利用システム(強制循環形) 区内の事業所建物に強制循環式太陽熱利用システムを設置した事業者(従業員 20 名以下) ②太陽光発電システム: 区内の事業所建物に 2kW 以上の太陽光発電システムを設置し、電力会社と受給契約をした事業者(従業員 20 名以下)	①太陽熱利用: 1 件あたり上限 2.5 万円(設置費用から国等の補助金額を差し引いた額の 1/2 の額と 2.5 万円と比較し低い額。) ②太陽光発電: 1 件あたり上限 6 万円。(設置費用から国等の補助金額を差し引いた額の 1/2 の額と 6 万円と比較し低い額。	(申請受付期間) 平成 28 年 4 月 15 日～平成 29 年 2 月 28 日	http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/shigoto/kankyo/hojo/28setubihoyo_annai.html	環境部環境課 地球温暖化対策係 補助金担当 03-5984-4706

実施自治体	制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
東京都 足立区	太陽熱ソーラーシステム・温水器設置費補助金	システムを設置後に申請 (ただし、設置完了日またはシステムを設置した建築物の引渡しを受けた日のうち、いずれか遅い日から12箇月以内)	下記のすべての要件を満たす方 1 申請対象者(下記のいずれかに該当すること) (1) 区内に住民登録があり、区内の住宅に太陽熱利用システムを設置した方(その住宅が集合住宅の場合は、住宅の所有者に限る。ただし、分譲マンションの場合は(3)参照) (2) 区内の事業の用に供する建築物に太陽熱利用システムを設置した区内事業者 (3) 区内の分譲マンションの管理者(区分所有者全員の共有に属する太陽熱利用システムを設置していること) 2 設置した太陽熱利用システムは、財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもので未使用品であること。 3 設置完了日またはシステムを設置した建築物の引渡しを受けた日のうち、いずれか遅い日から12箇月を経過していないこと。 4 補助対象者(法人の代表者が補助対象者の場合は、当該法人)に住民税の滞納が無いこと。	下記(1)・(2)のうち、いずれか小さい金額 (1000円未満切捨て、上限10万円) (1) 補助対象経費の3分の1に相当する額 (2) 集熱器の面積(平方メートル表示として、小数点以下2桁未満切捨て)に3万円を乗じて得た額 ※足立区内事業者と設置契約した場合は、上記金額の2割増の額(上限12万円)	平成28年4月1日～平成29年2月28日	http://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo/kurashi/kankyo/ondanka-j-h24-solar.html 予定件数10件(予算に達した時点で終了)	環境部 環境政策課管理係
	太陽光発電システム設置費補助金	システムを設置後に申請 (ただし、電力受給契約後12ヶ月以内)	下記のすべての要件を満たす方 1 申請対象者(下記のいずれかに該当すること) (1) 区内に住民登録があり、区内の住宅に発電システムを設置した方(その住宅が集合住宅の場合は、住宅の所有者に限る。ただし、分譲マンションの場合は(3)を参照)。 (2) 区内の事業の用に供する建築物に発電システムを設置した区内の事業者 (3) 区内の分譲マンションの管理者(区分所有者全員の共有に属する発電システムを設置していること) 2 未使用の発電システム一式を新規に設置していること。 3 電力会社と余剰電力の買い取りにかかる電力受給契約を締結していること。 4 電力受給開始日から12箇月を経過していないこと。 5 補助対象者(法人の代表者が補助対象者の場合は、当該法人)に住民税の滞納が無いこと。	1 平成27年度または平成28年度の電力買取価格の適用を受ける発電システムを設置した場合: 1kWあたり6万円に発電設備最大出力(kW表示とし、小数点以下2桁未満切捨て)を乗じて得た額。 (1000円未満切捨て) ●上限額24万円(分譲マンションの場合60万円) ※足立区内事業者と設置契約した場合は、1kWあたり7万2千円(上限28万8千円・分譲マンションの場合72万円) 2 平成26年度以前の電力買取価格の適用を受ける発電システムを設置した場合:1kWあたり4万円に発電設備最大出力(kW表示とし、小数点以下2桁未満切捨て)を乗じて得た額。(1000円未満切捨て) ●上限額16万円(分譲マンションの場合40万円) ※足立区内事業者と設置契約した場合は、1kWあたり4万8千円(上限19万2千円・分譲マンションの場合48万円)		http://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo/kurashi/kankyo/ondanka-j-h24-taiyo.html 予定件数200件(予算に達した時点で終了)	

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
東京都	三鷹市	新エネルギー・省エネルギー設備設置助成金 (新エネルギー設備)	助成金	市内に事業所を有し、自ら所有し使用するために設備(中古品を除く)を設置した方。ただし、設置後 6 ヶ月以内の設備に限る。	①自ら発注して設備を設置した場合： 1kW あたり 2 万円、上限 8 万円まで ②新たに購入した建物にあらかじめ設備がついていた場合：1 万 5 千円	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 ただし、予算の範囲内で先着順	http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/057/057021.html	生活環境部 環境政策課 0422-45-1151 (内線 2524)
東京都	羽村市	創省エネルギー化助成制度	エコポイント助成	市民、市内物件所有者、小規模企業者(管理組合を含む)	対象経費の 10%又は上限のいずれか低い方	5 月～1 月	http://www.city.hamuratakyo.jp/0000004638.html	産業環境部 環境保全課
		中小企業環境配慮事業資金融資制度	資金融資	中小規模企業者	1,000 万円 7 年(84 回)以内 <据置 6 ヶ月含む> 元金均等月賦返済 1.6% (本人負担 0.64%) 年利 0.96%利子補給	4 月～3 月	http://www.city.hamuratakyo.jp/0000002503.html	産業環境部 産業振興課
	御蔵島村	御蔵島村太陽エネルギーシステム導入促進費補助金	補助金	【対象者】 ア 村内の自ら居住する住宅(店舗等の併用住宅を含む。)に対象システムを設置する者 イ 村内に対象システムが設置済みである住宅を購入した者 ウ 村内の賃貸住宅又は使用貸借住宅に対象システムを設置する所有者 エ 村内に事業用店舗等を有する事業の代表者 ※ 賃貸住宅等に居住する者、若しくは賃貸物件等に事業用店舗等を有する事業の代表者は、その所有者から補助対象機器の設置について同意を得ていること。 ※ 村税等を滞納していないこと。	・太陽熱利用システム：1 万 5 千円に、システムを構成する集熱部又は集熱器の総面積(平方メートル表示とし、小数点以下二桁未満は四捨五入)を乗じて得た額(10 万円を限度とする。) ・太陽光発電システム：7 万円に、システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力(キロワット表示とし、小数点以下二桁未満は四捨五入)を乗じて得た額(30 万円を限度とする。)	平成 22 年 4 月 1 日～	http://www.mikurasimajp/data/reiki_int/reiki_honbun/g161RG00000188.html	総務課総務係 04994-8-2121
富山県	県	富山県公衆浴場衛生設備改善等事業補助金	補助金	・太陽熱利用温水設備 ・脱衣室と浴室の合計面積が 210 平方メートル以下の一般公衆浴場	補助率 1/4 (補助対象限度額 60 万円)	昭和 49 年度から実施	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1207/kj00001565.html	生活衛生課 076-444-3229

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
富山県	県	富山県公衆浴場施設等整備事業補助金	補助金	・太陽熱利用冷温熱装置 ・脱衣室と浴室の合計面積が 210 平方メートル以下の一般公衆浴場	日本政策金融公庫資金借入約定利率に基づき公庫に支払う、最終借入日から 60 箇月間の借入利子相当額（約定利率 6%を限度）の 2 分の 1（補助対象となる借入資金の限度額 5,000 万円）	平成 16 年度から実施	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1207/kj00001565.html	生活衛生課 076-444-3229
富山県	高岡市	高岡市公衆浴場衛生設備改善補助金	補助金	・太陽熱を利用した給湯施設 ・公衆浴場法第 2 条の規定により富山県知事の許可を受けた施設であり、物価統制令第 4 条の規定により入浴料金の価格が統制されているもの ・脱衣場と浴室を合わせた面積が 210 平方メートル以下のもの ・市税の滞納のないもの	経費の 3 分の 1（限度額 60 万円）	平成 17 年度から実施		市民生活部 地域安全課
富山県	砺波市	砺波市公衆浴場衛生設備改善等補助金	補助金	当市において公衆浴場の太陽熱利用温水設備の改善等を行う者	経費の 1/4 以内（補助対象限度額 600,000 円）	H16.11～	砺波市公衆浴場衛生設備改善等補助金交付要綱	生活環境課
鳥取県	県	鳥取県非住宅用太陽光発電システム等導入推進補助金	補助金	鳥取県内に所在し、鳥取県内の工場、事業所等（住宅との兼用を除く）に太陽光発電システムを設置する者	補助率：1/4 補助上限額：500 千円	H28.5.25～ H29.3.31	http://www.pref.tottori.lg.jp/196684.htm	生活環境部 環境立県推進課 エネルギーシフト戦略室
島根県	県	島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金交付要綱	補助金	島根県内の医療・福祉施設等 1.経済産業省の再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付要綱(20160202 財資第4号)第3条の規定に基づき、一般社団法人環境共創イニシアチブが定めた再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付規程(以下「事業者支援交付規程」という。)第3条に定める太陽熱利用の設備を導入する事業で、県内の医療・福祉施設等で事業者支援交付規程に基づき交付決定を受けた事業 2.環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)交付要綱(平成 28 年 4 月 1 日付け環政計発第 1604017 号)及び再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業実施要領(平成 28 年 4 月 1 日付け環政計発第 1604018 号)の規定により公益財団法人日本環境協会が定めた平成 28 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)交付規程(以下「熱自立交付規程」という。)第3条に定める太陽熱利用の設備を導入する事業で、県内の医療・福祉施設等で熱自立交付規程に基づき交付決定を受けた事業	事業者支援交付規程又は熱自立交付規程に定める対象事業費から事業者支援交付規程又は熱自立交付規程に基づき受けた交付決定額を除いた額を対象とし、補助対象経費の 2 分の 1 以内の額	平成 28 年 6 月～平成 29 年 10 月	国の太陽熱利用の補助事業の採択を受けた場合に、島根県として上乗せ補助(対象経費から国の補助金を除いた額の半分以内)をします。	地域振興部地域政策課 TEL:0852(22)5899 FAX:0852(31)7479